

大阪府建設事業評価委員会における意見陳述

榎尾川ダムは
中止すべきである

2001年7月28日

これまでの治水は一定限度の洪水を河道に封じ込めるようにしてきたが、いかなる洪水に対しても壊滅的な被害を回避するという治水の使命を果たすには、避難対策と堤防補強を直ちに実施し、さらなる対策を順次実施するように転換すべきである。

ダムは河道の流下能力より大きくかつ計画より小さな洪水に役立つだけで、堤防補強をすれば役立つ範囲が狭められるだけでなく、なくせる可能性もある。同時に破堤を防ぐことで被害も壊滅的でなくなる。ダムは、環境に重大な影響を及ぼすことも考慮し、原則として建設すべきでない。

榎尾川ダムは、最上流にあり、流域面積が小さいため、水位低下量は小さく、氾濫想定区域もほとんど減らすことができないなど、その治水効果は全国的にも珍しいほどきわめて限定的である。

榎尾川は掘込河川であり、護岸の整備や危険住宅の移転・嵩上げなどで少なくとも壊滅的被害は回避できる。

大阪府も榎尾川と安威川以外はダムによらない治水をしようとしている。滋賀県もそうした治水を採用しており、今後の方向を示すものである。

槇尾川ダムは、必要に駆られて構想されたのではなく、日米経済摩擦を解消するための公共事業として浮上した。

しかし、必要がないだけでなく、財政面からも現在の大阪府には無駄な公共事業をする余裕はないはずであり、中止すべきである。

これまで、大阪府の河川整備委員会や建設事業評価委員会で本事業の妥当性が審議されたが、きわめて杜撰であったとしか評価できない。

今回こそ徹底的な審議を行い、後世に恥じない結論を導いてもらいたい。